



不妊症治療費等助成事業の一部改正について

この事業は、不妊の検査や治療を受けられたご夫婦に、治療に要した費用の一部を助成する事業です。今回、国の少子化対策の一環で制度を利用しやすくするため改正が行われ、佐川町でも今年度より変更します。

【変更内容】

	変更前	変更後
	令和2年度まで	令和3年度から
所得制限	夫婦合算所得 730万円未満	所得制限撤廃
助成回数	生涯で通算5回まで	1子ごと6回まで
助成対象	法律上婚姻関係にある夫婦	事実婚を条件のもと対象



その他

対象となる検査や治療、助成回数や金額、申請書類など詳細については『町のホームページ』や『さくら・さいたねっと』をご覧ください。詳しくは右記までお問い合わせください。



※子育て支援情報サイト『さくら・さいたねっと』は左記のQRコードまたは佐川町ホームページのトップページのバナーからアクセスできます。

<お問い合わせ・申請窓口>

※担当者が不在のこともありますので、事前にご連絡ください。

佐川町健康福祉課 生活応援係

Tel: 22-7705 FAX: 22-7721

子育て世代包括支援センター専用電話

090-4785-7705